

藤沢市起震車の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、起震車による震度体験を通じて、市民が地震発生時の対応方法の習得や防災意識の向上を図ることができるよう、起震車の使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 起震車の使用申込みをすることができるのは、市内の自主防災組織、学校、事業所その他の団体とする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(使用することができる日及び時間)

第3条 起震車を使用することができる日は、12月28日から1月4日までを除く毎日とする。

2 起震車を使用することができる時間は、原則として午前9時30分から午後3時までとする。

(使用の申込み)

第4条 起震車の使用申込みをする場合は、事前に危機管理課に連絡をして使用日の予約をした上で、使用日の30日前までに市長が別に定める書類を提出するものとする。

2 使用者の決定にあたっては、市や各地区協議会等で実施する防災訓練での使用を優先し、それ以外の申込みにあっては原則として先着順とする。

3 申込みは前年度の2月初旬から3月初旬の間に申し込み受付開始日を定め、周知する。

4 起震車を使用する場所の確保は、申込者が行うものとする。

(使用の中止)

第5条 前条の規定により申込みを受け付けた場合であっても、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、市長は申込者の意向にかかわらず、使用を中止することができる。

(1)本市が災害対応業務を行っている場合又はそれを行うことが予測される場合

(2)天候不順や機器の緊急的な点検等、運行の安全や機器の保全が確保できないと市長が判断した場合

(3)機器の故障等、起震車の運行ができなくなった場合

2 前項の規定により起震車の使用が中止となり、別の日に使用を希望する場合であっても、申込者は改めて申込みをしなければならない。

(起震車の操作)

第6条 起震車の運転及び操作については市職員が行うものとする。

(保守点検)

第7条 起震車の機能の維持と安全確保を図るため、起震車の運転操作員は、運行の前後に保守点検を確実に行うものとする。

(安全確保)

第8条 起震車訓練にあたっては、常に訓練参加者の安全確保に留意しなければならない。

2 起震車による震度体験をしようとする者は、市職員の指示に従い、怪我等を負うことのないよう注意しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、起震車の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(経過措置)

第10条 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年3月1日から施行する。